

自営業者の扶養申請について

自営の方の扶養については、収入が固定的ではないため、過去～直近、今後の収入見込み等を確認し、認定可否を判断させていただきます。扶養申請の際は、お手数ですが、必要書類を整備のうえ添付願います。

認定要件

収入とは 健康保険での収入は所得税法上とは異なります。

- ・「所得」ではなく、「**収入金額**」を収入として判断する
- ・課税・非課税にかかわらず一時金以外すべてを収入とする
- ・団体、公的機関からの**事業への補助金等**も収入とする

- 収入要件**
- ① 130 万円/年末満かつ、108,334 円/月（60 歳以上:180 万円/年、15 万円/月）未満、また、同居の方…申請者の収入が、被保険者の収入の 1/2 未満であること
別居の方…被保険者からの仕送り額が、申請者の収入を上回りかつ、60,000 円/月（単身世帯）以上（二人世帯は 75,000 円/月以上）であること（送金額は R6.9～P7.8 に適用、以降毎年見直しあり）
 - ② 主に被保険者により生計維持されており、被保険者の援助なしには生活が立ち行かないこと
 - ③ 上記①、②の状況が今後も長期的に継続する見込みであること

確認事項・必要書類

確 認 事 項		必 要 書 類	備 考
1	収 入 の 状 況	直近 3 か月間の 収入明細または、通帳コピー等	通帳の場合、該当収入欄（日付、収入額、収入先）以外は黒塗り等をしてください。
2	国や自治体からの 助成状況	支給決定通知書等 （不支給の場合は、不支給通知書等）	助成金等は、収入と判断いたします。 助成がない場合は、扶養異動届の理由欄に『国や自治体から助成なし』と記入してください。
3	確 定 申 告 書 類	確定申告書類①～③ （税務署の受領印また受付番号等記載のもの） 過去 2 年度分と当年度分の計 3 年度分 ①確定申告書 第一表、第二表 ②月別売上(収入)金額及び仕入金額 ③地代家賃の内訳	新たに起業される方は、 起業初年度分の確定申告書類（左記①～③）を見込みで作成 してください。 【健保で認められる経費（下記以外は対象外）】 外注工賃（3 親等以内は対象外）、荷造運賃、 地代家賃（自宅と同居所…確定申告額の半分迄）、 水道光熱費（自宅と同居所…確定申告額の半分迄）
4	今後の事業見通し	今後 1 年間の収入見込み（ひと月毎）、 事業の見通しを便箋等に記入し、添付してください。	収入は、扶養申請月以降 1 年間を月ごとに 見込み、記入してください。
5	収入、課税の状況	課税証明書（直近のもの）	新たに起業される方は、後日（6 月頃交付）、 起業初年度分の証明書をご提出ください。

※認定に際し、追加書類等をご提出いただくことがございますが、ご協力のほどお願い申し上げます。

※扶養認定後、収入超過等が確認された場合は、遡って扶養認定の取り消しおよび、医療費の返還等をお願いすることがありますので、ご承知おき願います。

自営業者とは

自営業者は、自己の責任と権限のもと収入を得ることを選択した、**経済的に自立して生計を営む方であり、本来、健康保険についても個人で加入いただくことになります。**

従いまして、被保険者の収入額を超える営業収入のある方や、営業収入が収入基準※の 2 倍以上ある方（経費のみで収入基準※以上の支払いに耐えうる方）等の認定を前提としておりません。**極めて小規模な事業を営み、健康保険で定める適用基準を満たし、かつ、基準内の収入である場合に限り、扶養認定することが出来ます。**

※60 歳未満：130 万円/年かつ 108,334 円/月末満、60 歳以上：180 万円/年かつ 15 万円/月末満